

平成30年度

西宮市財政健全化等審査意見書

西宮市監査委員

西宮市長 石井登志郎様

西宮市監査委員	亀井健
同	鈴木雅一
同	大原智
同	菅野雅一

西宮市財政健全化等審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率（食肉センター特別会計）について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

平成30年度西宮市財政健全化等審査意見

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、市長から提出された、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率（地方公営企業法非適用会計）並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象としました。

第2 審査の期間

令和元年7月23日から同年8月13日まで

第3 審査の方法

この財政健全化等審査は、市長から提出された平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

審査にあたっては、疑問の点について質問事項をあらかじめ提示し、書面回答を得たうえ、質問会などで関係部局による説明を聴取し、質疑応答を行い、審査を実施しました。

第4 審査の結果

審査に付された下記、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	30年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
実質公債費比率	2.9	25.0	35.0
将来負担比率	8.6	350.0	—

注1 実質赤字比率では実質赤字額が、連結実質赤字比率では連結実質赤字額が、それぞれ生じていない場合は「—」で表示している。

2 将来負担比率は、財政再生基準の対象とされていないため「—」で表示している。

資金不足比率（地方公営企業法非適用会計）

(単位：%)

区 分	30年度	経営健全化基準
食肉センター特別会計	—	20.0

注 資金不足額が生じていない場合は「—」で表示している。

(参考) 資金不足比率（地方公営企業法適用会計）

(単位：%)

区 分	30年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
工業用水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	3.8	20.0

注 資金不足額が生じていない場合は「—」で表示している。

意見

30年度決算においては、実質赤字額、連結実質赤字額とも生じていないことから、**実質赤字比率、連結実質赤字比率**は算定されていません。一般会計等の実質黒字額は7億2,338万円で、前年度に比べ17億2,380万円減少しています。一般会計等に含まれない特別会計では、国民健康保険特別会計で10億93万円減少するなど、実質黒字額は5億507万円減少しています。公営企業会計では、病院事業会計を除く4会計で実質黒字額が10億2,786万円増加し、病院事業会計では資金不足額が2億468万円減少しています。連結実質赤字比率の対象となる会計全体では、実質黒字額は103億3,587万円で、前年度に比べ9億9,633万円減少しています。

実質公債費比率は2.9%で、前年度に比べ0.3ポイント低下しています。この比率は3か年の平均数値ですが、30年度単年度の比率は3.1%で、前年度と比較して0.7ポイント上昇しています。公営企業債の元利償還金に対する病院事業への繰出金の増などにより準元利償還金は増加し、特定財源や基準財政需要額算入額は減少しています。

将来負担比率は8.6%で、前年度に比べ10.3ポイント低下しています。市債の償還額が新規発行額を上回ったことにより地方債現在高は減少し、公営企業債等繰入見込額や債務負担行為に基づく支出予定額も減少しています。

将来負担額は減少傾向にありますが、地方債残高については、今後、公共施設の老朽化対策等の投資的経費の増大などによって多額の市債発行が見込まれます。また、国が財政健全化を進める中、地方財政への影響も予測しがたい状況にあります。今後とも、将来負担の軽減に留意し、健全な財政運営の確保に努めてください。

資金不足比率については、病院事業会計で3.8%となっており、前年度に比べ4.4ポイント改善し、経営健全化基準の20.0%を下回っています。また、資金不足比率の算定方法により算出された当年度末の資金不足額も1億7,472万円で、29年度末の3億7,940万円と比較すると2億468万円大幅に減少していますが、これらは資金不足解消を目的とした一般会計からの補助金を6億円受けたことによるものです。

これまで資金不足解消のため、20年度から22年度に一般会計から借入れた16億4,100万円の長期借入金により22年度と23年度は資金剰余となっていました。24年度以降再び資金不足が生じたことから、26年度に一般会計から5億円の長期借入れを行い、資金不足額は26年度末には2,042万円に改善していました。しかしながら、27年度以降も資金不足額が拡大したことから、28年度に一般会計から5億円の長期借入れを行っています。

なお、上記の長期借入金26億4,100万円は貸借対照表上では固定負債に分類されるため、現在は資金不足比率算定に含まれていないことに留意する必要があります。当該長期借入金の元金償還が順次始まる令和5年度以降は、次年度の元金償還額が固定負債から流動負債に振替わることによる資金不足比率の悪化と資金流出による経営への圧迫が懸念されます。

今後とも経営改革プランで示された取組内容を着実に推進し、資金不足の解消に向けた早急な経営基盤の確立に努めてください。

審 查 資 料

1 健全化判断比率等の対象となる会計等

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等の範囲は、次のとおりです。

西 宮 市	一 般 会 計		一 般 会 計 等	実 質 赤 字 比 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率
	特 別 会 計	区画整理清算費特別会計					
		中小企業勤労者福祉共済事業特別会計					
		公共用地買収事業特別会計					
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計					
	公 営 事 業 会 計	国民健康保険特別会計					
		農業共済事業特別会計					
		介護保険特別会計					
		後期高齢者医療事業特別会計					
	公 営 企 業 会 計	水道事業会計	公 営 事 業 会 計	資 金 不 足 比 率			
		工業用水道事業会計					
		下水道事業会計					
		病院事業会計					
		食肉センター特別会計					
	一 部 事 務 組 合	阪神水道企業団					
丹波少年自然の家							
後期高齢者医療広域連合							
公 社	土地開発公社						
そ の 他 市 が 損 失 補 償 し て い る 団 体 等	兵庫県信用保証協会						
	阪神福祉事業団						
	西宮市住宅整備資金等融資						

注 資金不足比率は各会計ごとに算定される。

2 健全化判断比率について

(1) 実質赤字比率

(単位：%)

区 分	28年度	29年度	30年度	早期健全 化基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	—	11.25	20.00

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

実質赤字比率の算定式は、次のとおりです。

$$\text{実質赤字比率 (一)} = \frac{\text{一般会計等実質赤字額 (一)}}{\text{標準財政規模 97,038,384 千円}}$$

一般会計等の実質収支額は、7億2,338万円の黒字となっており、実質赤字額は発生していません。

一般会計等の実質収支額の算定は、次のとおりです。

(単位：千円)

会 計	28年度	29年度 (A)	30年度 (B)	対前年度増 減額 (B-A)
一般会計	2,463,387	2,435,283	712,060	△1,723,223
区画整理清算費特別会計	0	0	0	0
中小企業勤労者福祉共済事業 特別会計	8,930	11,126	10,866	△260
公共用地買収事業特別会計	0	775	455	△320
母子父子寡婦福祉資金貸付 事業特別会計	0	0	0	0
計	2,472,317	2,447,184	723,381	△1,723,803

注 この算定に用いる実質収支額は、事業繰越などの取扱いにより、各会計の実質収支額と異なる場合がある。

標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、その算定は、次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	28年度	29年度 (A)	30年度 (B)	対前年度増 減額 (B-A)
標準税収入額等	87,808,738	87,908,244	88,987,183	1,078,939
普通交付税決定額	5,029,179	4,083,881	3,268,177	△815,704
臨時財政対策債発行可能額	5,358,759	5,149,422	4,783,024	△366,398
計	98,196,676	97,141,547	97,038,384	△103,163

本市においては、28年度決算、29年度決算及び30年度決算ともに実質赤字額は生じていないことから、実質赤字比率は「－」で表示しています。なお、他市のデータが入手可能な29年度決算では、すべての中核市（30年3月31日現在。以下同じ。）において、実質赤字額は発生していません。

(2) 連結実質赤字比率

(単位：%)

区 分	28年度	29年度	30年度	早期健全 化基準	財政再生 基準
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25	30.00

連結実質赤字比率とは、一般会計のほか、特別会計（公営企業会計を含む。）を含めた全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

連結実質赤字比率の算定式は、次のとおりです。

$$\text{連結実質赤字比率 (－)} = \frac{\text{連結実質赤字額 (－)}}{\text{標準財政規模 97,038,384 千円}}$$

連結実質収支額は103億3,587万円の黒字となっており、連結実質赤字額は発生していません。

連結実質収支額の算定は、次のとおりです。

(単位：千円)

会 計		実質黒字額又は資金剰余額				
		28年度	29年度 (A)	30年度 (B)	対前年度増 減額(B-A)	
一般会計等		2,472,317	2,447,184	723,381	△1,723,803	
一般会計等以外の 特別会計のうち公 営企業に係る特別 会計以外の会計	国民健康保険	392,952	1,235,610	234,674	△1,000,936	
	農業共済事業	101	192	41	△151	
	介護保険	574,578	387,450	869,160	481,710	
	後期高齢者医療事業	222,735	233,849	248,154	14,305	
公 営 企 業 会 計	法 適 用 企 業	水道事業	2,875,441	3,280,497	4,071,991	791,494
		工業用水道事業	2,589,008	2,718,750	2,817,973	99,223
		下水道事業	1,366,921	1,403,120	1,540,270	137,150
		病院事業	△23,102	△379,403	△174,720	204,683
	法 非 適 用 企 業	食肉センター特別会計	4,992	4,951	4,946	△5
計		10,475,943	11,332,200	10,335,870	△996,330	

注 病院事業会計の資金不足額は、負数(△)で表示。

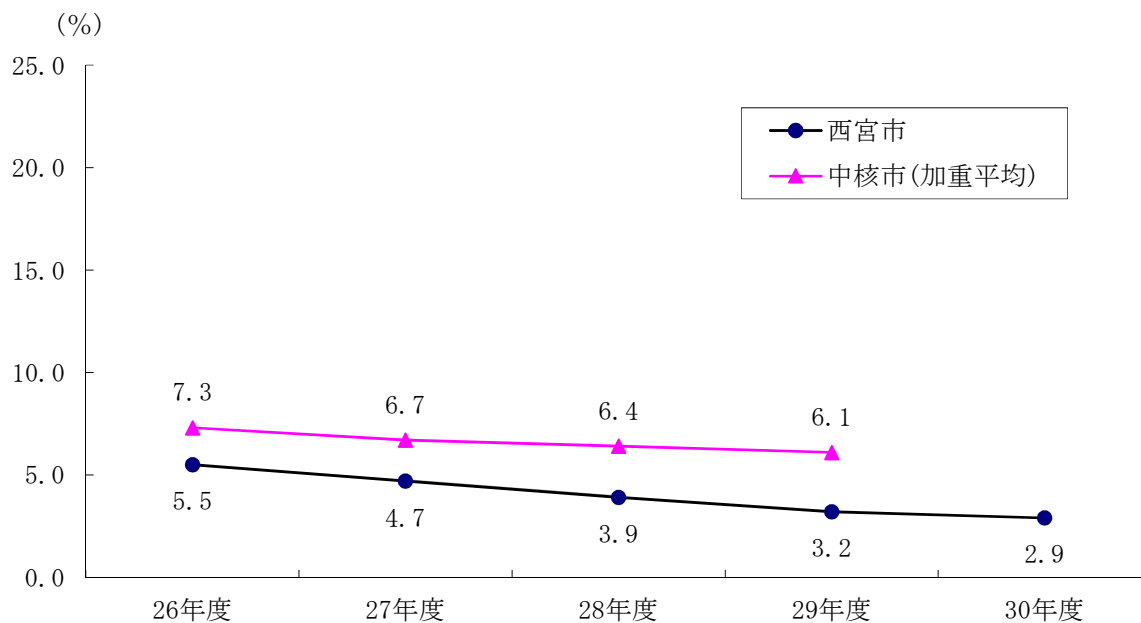
本市においては、28年度決算、29年度決算及び30年度決算ともに病院事業会計で資金不足額が生じましたが、他の会計の実質黒字額・資金剰余額が大きいため連結実質赤字額は生じていないことから、連結実質赤字比率は「－」で表示しています。なお、29年度決算では、すべての中核市において、連結実質赤字額は発生していません。

(3) 実質公債費比率（3か年平均）

(単位：%)

区 分	28年度	29年度	30年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	3.9	3.2	2.9	25.0	35.0

実質公債費比率（3か年平均）



実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。

単年度では、28年度3.2%、29年度2.4%、30年度3.1%となっています。3か年の実質公債費比率を平均した結果2.9%となり、早期健全化基準(25.0%)を下回っています。

30年度の実質公債費比率（単年度）の算定式は、次のとおりです。

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率 } 3.1\% &= \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D} \\ &= \frac{(14,829,154\text{千円}+5,361,955\text{千円}) - (6,564,104\text{千円}+10,941,128\text{千円})}{97,038,384\text{千円} - 10,941,128\text{千円}} \end{aligned}$$

- A 地方債元利償還金（一般会計等の公債費の元利償還額）
- B 準元利償還金（一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源にあてたと認められるもの等）
- C 特定財源（都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税等）
- D 元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
- E 標準財政規模

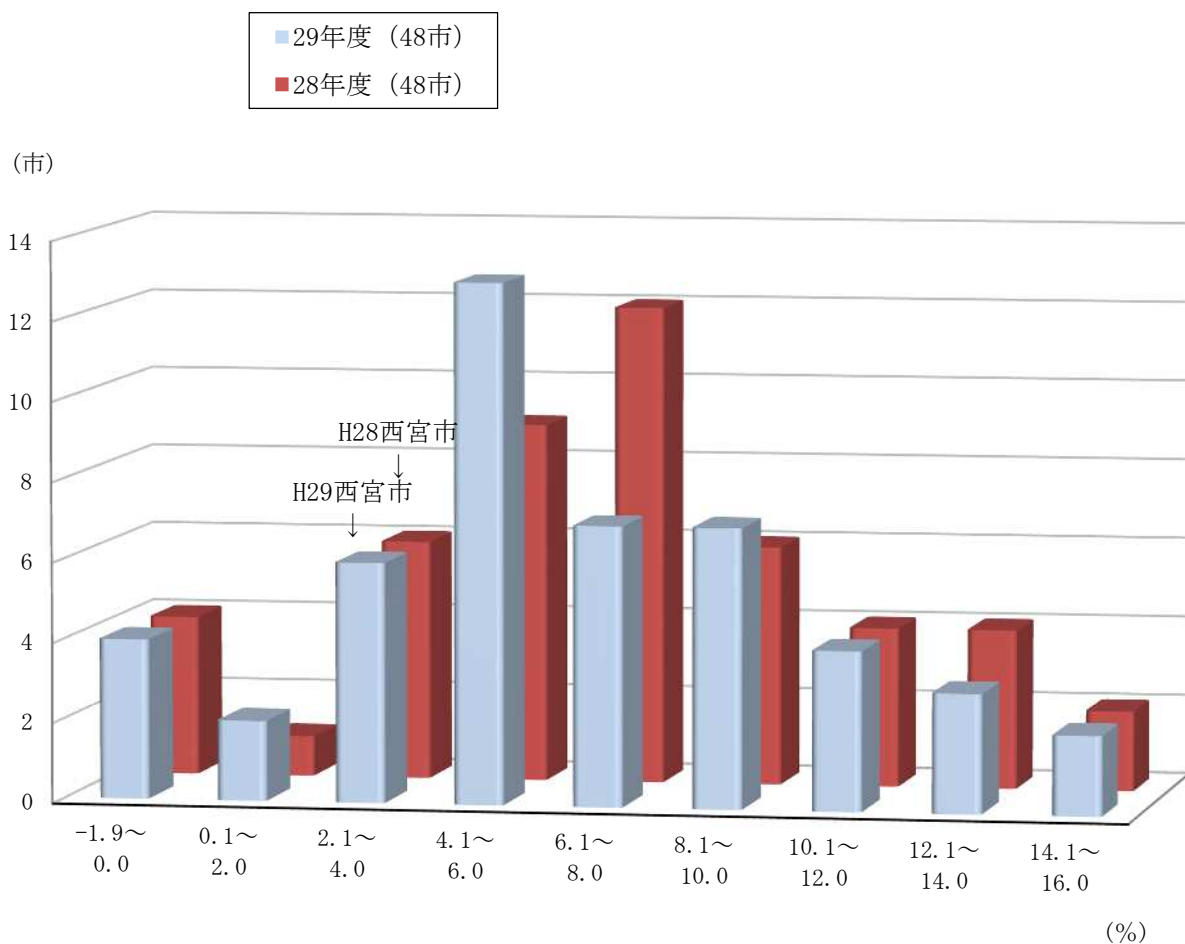
実質公債費比率（3か年平均）の算定に必要な各項目の数値は、次のとおりです。

（単位：千円）

項 目	28年度	29年度	30年度
A 地方債元利償還金	17,387,644	14,812,382	14,829,154
B 準元利償還金	5,327,053	5,249,934	5,361,955
C 特定財源	6,942,996	6,783,999	6,564,104
D 元利償還金及び準元利償還金 に係る基準財政需要額算入額	13,012,464	11,178,120	10,941,128
E 標準財政規模	98,196,676	97,141,547	97,038,384

29年度決算においては、中核市の実質公債費比率（3か年平均）の平均値は6.1%でした。本市の実質公債費比率は、29年度決算では3.2%で平均値を下回っており、中核市48市の中では低いほうから10番目となっています。

中核市における実質公債費比率の分布状況は、次のとおりです。

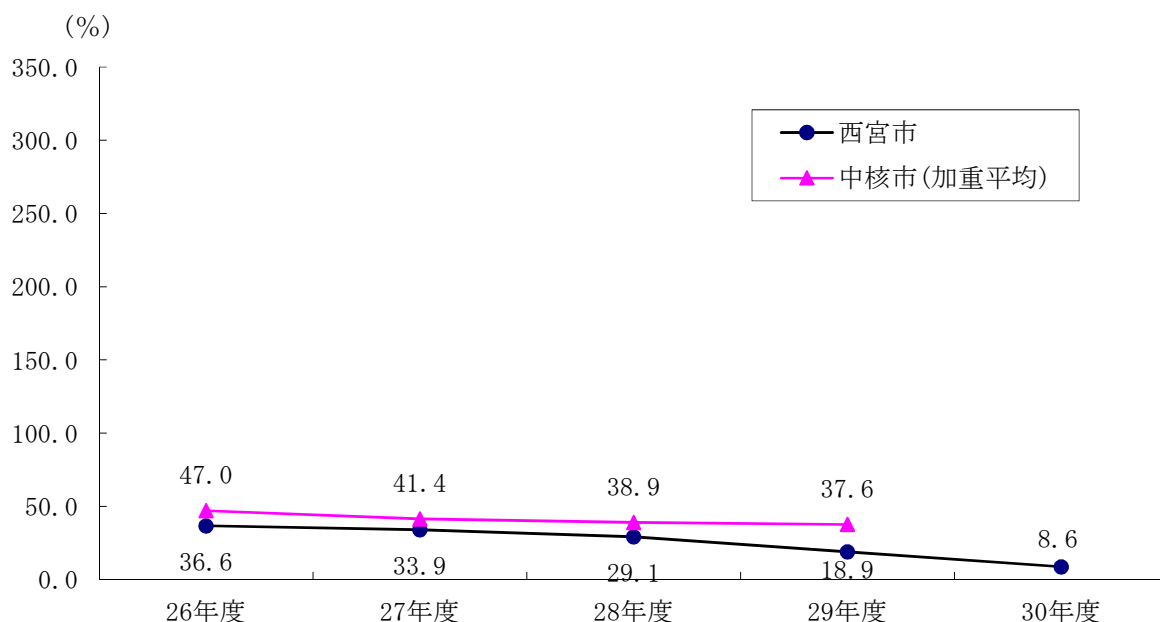


(4) 将来負担比率

(単位：%)

区 分	28年度	29年度	30年度	早期健全化基準	財政再生基準
将来負担比率	29.1	18.9	8.6	350.0	—

将来負担比率



将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

将来負担比率は8.6%と、早期健全化基準(350.0%)を下回っています。なお、ストック指標である将来負担比率では財政再生基準は設定されていません。

将来負担比率の算定式は、次のとおりです。

$$\begin{aligned}
 \text{将来負担比率 } 8.6\% &= \frac{A - B}{C - D} \\
 &= \frac{207,631,643 \text{ 千円} - 200,185,425 \text{ 千円}}{97,038,384 \text{ 千円} - 10,941,128 \text{ 千円}}
 \end{aligned}$$

A 将来負担額

B 充当可能財源等

C 標準財政規模

D 元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

将来負担額の算定は、次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	28年度	29年度 (A)	30年度 (B)	対前年度増 減額 (B-A)
一般会計等の地方債現在高	146,867,928	143,840,086	142,162,740	△1,677,346
債務負担行為に基づく支出予定額	9,139,736	8,721,582	7,946,031	△775,551
公営企業債等繰入見込額	38,618,686	37,291,757	35,807,580	△1,484,177
組合負担等見込額	386,268	310,787	214,719	△96,068
退職手当負担見込額	22,264,809	22,069,146	21,473,554	△595,592
設立法人の負債額等負担見込額	43,216	35,118	27,019	△8,099
連結実質赤字額	0	0	0	0
組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	0
計	217,320,643	212,268,476	207,631,643	△4,636,833

地方債の現在高は1,421億6,274万円で、臨時財政対策債660億452万円が4割以上を占めています。

債務負担行為に基づく支出予定額は79億4,603万円で、主なものは、北口北東再開発ビル駐車場整備事業13億5,180万円、北口図書館整備事業11億1,890万円、公営住宅建設事業(西宮浜4丁目団地)9億3,185万円、西宮浜中学校新設事業(兵庫県企業庁償還金)8億7,565万円、西宮浜小学校新設事業(兵庫県企業庁償還金)8億2,178万円となっています。

公営企業債等繰入見込額は358億758万円で、主なものは、下水道事業会計に対する繰入見込額327億790万円となっています。

退職手当負担見込額は214億7,355万円で、一般会計等が実質的に退職手当を負担する3,342人が、30年度末に自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額となっています。

各会計等に係る将来負担額は、次のとおりです。

(単位：千円)

区 分		将来負担額					
		地方債現在高	債務負担行為 に基づく支出 予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合負担等 見込額	退職手当負担 見込額	設立法人の 負債額等負 担見込額
一般会計等	一般会計	142,116,427	7,946,031			21,473,554	
	区画整理清算費特別会計						
	中小企業勤労者福祉共済事業特別会計						
	公共用地買収事業特別会計						
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	46,313					
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計						
	農業共済事業特別会計						
	介護保険特別会計						
	後期高齢者医療事業特別会計						
公 営 企 業 会 計	法適用	水道事業会計		323,918			
		工業用水道事業会計					
		下水道事業会計		32,707,903			
		病院事業会計		2,596,462			
	非適用	食肉センター特別会計		179,297			
一部事務組合	阪神水道企業団				180,432		
	丹波少年自然の家				34,287		
	後期高齢者医療広域連合						
公社	土地開発公社						
その他市が損失補償している団体等	兵庫県信用保証協会						
	阪神福祉事業団						27,019
	西宮市住宅整備資金等融資						
計		142,162,740	7,946,031	35,807,580	214,719	21,473,554	27,019

注 退職手当負担見込額は、30年度末退職者を除く全職員(3,579人)のうち、水道事業会計(159人)、工業用水道事業会計(5人)、下水道事業会計(73人)を除いた3,342人が対象。

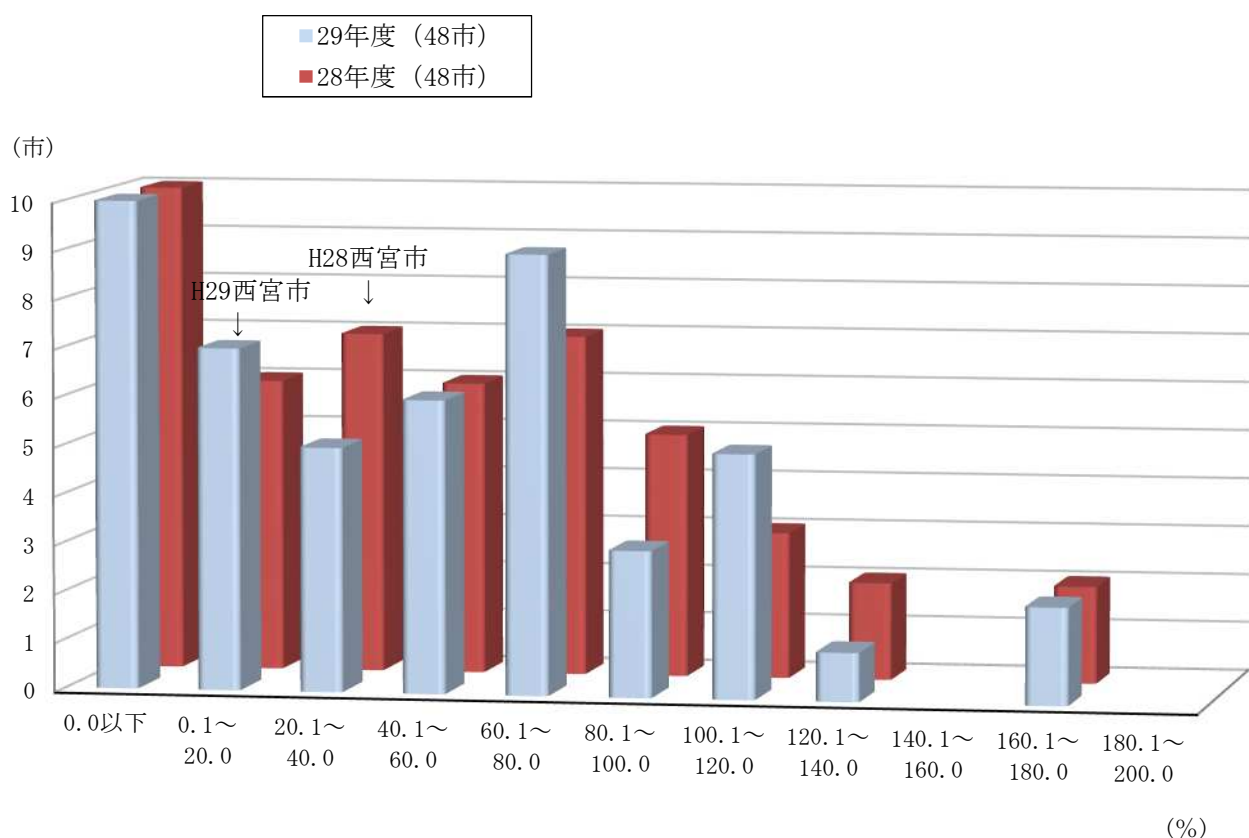
充当可能財源等の算定は、次のとおりです。

(単位：千円)

項目	28年度	29年度 (A)	30年度 (B)	対前年度増 減額 (B-A)
充当可能基金額	33,598,067	35,174,042	37,632,371	2,458,329
充当可能特定歳入	35,245,394	39,341,363	42,988,403	3,647,040
うち都市計画税	33,371,276	37,253,499	40,030,974	2,777,475
地方債現在高等に係る基準 財政需要額算入見込額	123,688,410	121,453,973	119,564,651	△1,889,322
計	192,531,871	195,969,378	200,185,425	4,216,047

29年度決算においては、中核市の将来負担比率の平均値は37.6%でした。本市の将来負担比率は、29年度決算では18.9%と平均値を下回っており、中核市48市の中では低いほうから17番目となっています。

中核市における将来負担比率の分布状況は、次のとおりです。



3 資金不足比率について

資金不足比率とは、公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して、指標化し、経営状況の深刻度を示すもので、この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなることから、公営企業としての経営状況の判断指標として、19年度決算から算定されることとなったものです。

この比率が、経営健全化基準(20.0%)を超えると、経営健全化計画を策定しなければならないこととなっています。

30年度決算では、病院事業会計において資金不足が生じています。

(1) 地方公営企業法適用会計

(単位：%)

会計名	28年度	29年度	30年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	—	20.0
工業用水道事業会計	—	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	—	20.0
病院事業会計	0.5	8.2	3.8	20.0

法適用会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりです。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

$$\text{資金不足額} = (\text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の企業債残高} - \text{流動資産}) - \text{解消可能資金不足額}$$

※流動負債及び流動資産は、算定基準による控除額を除いた額

$$\text{事業の規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

区分の説明

ア	①	流動負債	決算における貸借対照表上の流動負債の額
	②	控除企業債等	決算において貸借対照表の流動負債に計上されている企業債及び他の会計からの長期借入金で、建設改良費等に充てるためのものの額
	③	控除未払金等	貸借対照表に計上されている一時借入金及び未払金のうち建設改良費に係るものであって、その支払財源に充てるために翌年度に地方債を起すこととしているものの額
	④	控除額	連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額
	⑤	控除引当金等(28年度は算入の猶予経過措置)	決算において貸借対照表の流動負債に計上されている引当金とリース債務の額
イ		算入地方債の現在高	建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の当該年度における残高
ウ	⑥	流動資産	決算における貸借対照表上の流動資産の額
	⑦	控除財源	当該年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、翌年度に繰越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、当該年度に収入された部分に相当する額
	⑧	控除額	連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額
	⑨	貸倒引当金(28年度は算入の猶予経過措置)	決算における流動資産に係る貸倒引当金の額
エ		解消可能資金不足額	事業の性質上、事業の開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額 資金不足が生じていないときは算定不要
オ		営業収益の額	決算における営業収益の額
カ		受託工事収益の額	決算における受託工事収益の額

資金不足比率の算定は、次のとおりです。

水道事業会計

(単位：千円・%)

区 分	28年度	29年度	30年度
A 資金の不足額 (ア+イ)-(ウ+エ)	△2,875,441	△3,280,497	△4,071,991
△は資金剰余			
ア 流動負債 ①-②-③-④-⑤	1,424,611	1,741,362	1,772,005
① 流動負債	2,688,222	2,900,106	2,926,598
② 控除企業債等	1,118,263	1,158,242	1,154,593
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額	1,079	502	0
⑤ 控除引当金等	144,269	—	—
イ 算入地方債の現在高	0	0	0
ウ 流動資産 ⑥-⑦-⑧+⑨	4,300,052	5,021,859	5,843,996
⑥ 流動資産	4,286,703	5,021,859	5,843,996
⑦ 控除財源	0	0	0
⑧ 控除額	0	0	0
⑨ 貸倒引当金	13,349	—	—
エ 解消可能資金不足額	0	0	0
B 事業の規模 (オ-カ)	9,138,908	9,365,619	9,251,242
オ 営業収益の額	9,154,528	9,379,786	9,255,669
カ 受託工事収益の額	15,620	14,167	4,427
資金不足比率 A/B×100	△31.5	△35.0	△44.0
資金不足額がない場合「△」表示			

工業用水道事業会計

(単位：千円・%)

区 分	28年度	29年度	30年度
A 資金の不足額 (ア+イ)-(ウ+エ)	△2,589,008	△2,718,750	△2,817,973
△は資金剰余			
ア 流動負債 ①-②-③-④-⑤	36,801	61,830	72,493
① 流動負債	66,538	80,643	90,699
② 控除企業債等	26,377	18,813	18,206
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額	0	0	0
⑤ 控除引当金等	3,360	—	—
イ 算入地方債の現在高	0	0	0
ウ 流動資産 ⑥-⑦-⑧+⑨	2,625,809	2,780,580	2,890,466
⑥ 流動資産	2,625,809	2,780,580	2,890,466
⑦ 控除財源	0	0	0
⑧ 控除額	0	0	0
⑨ 貸倒引当金	0	—	—
エ 解消可能資金不足額	0	0	0
B 事業の規模 (オ-カ)	417,709	427,279	432,030
オ 営業収益の額	417,709	427,279	432,030
カ 受託工事収益の額	0	0	0
資金不足比率 A/B×100	△619.8	△636.3	△652.3
資金不足額がない場合「△」表示			

下水道事業会計

(単位：千円・%)

区 分	28年度	29年度	30年度
A 資金の不足額 (ア+イ)-(ウ+エ)			
△は資金剰余	△1,366,921	△1,403,120	△1,540,270
ア 流動負債 ①-②-③-④-⑤	3,893,697	4,108,922	4,786,557
① 流動負債	10,378,452	10,126,323	10,161,262
② 控除企業債等	6,437,631	6,017,401	5,374,705
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額	0	0	0
⑤ 控除引当金等	47,124	-	-
イ 算入地方債の現在高	0	0	0
ウ 流動資産 ⑥-⑦-⑧+⑨	5,260,618	5,512,042	6,326,827
⑥ 流動資産	5,248,833	5,512,042	6,326,827
⑦ 控除財源	0	0	0
⑧ 控除額	0	0	0
⑨ 貸倒引当金	11,785	-	-
エ 解消可能資金不足額	0	0	0
B 事業の規模 (オ-カ)	7,849,419	7,833,415	7,846,590
オ 営業収益の額	7,882,926	7,866,908	7,880,073
カ 受託工事収益の額	33,507	33,493	33,483
資金不足比率 A/B×100	△17.4	△17.9	△19.6
資金不足額がない場合「△」表示			

病院事業会計

(単位：千円・%)

区 分	28年度	29年度	30年度
A 資金の不足額 (ア+イ)-(ウ+エ)			
△は資金剰余	23,102	379,403	174,720
ア 流動負債 ①-②-③-④-⑤	1,691,395	1,076,152	937,805
① 流動負債	2,197,059	1,792,678	1,823,892
② 控除企業債等	355,633	716,526	886,087
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額	0	0	0
⑤ 控除引当金等	150,031	-	-
イ 算入地方債の現在高	0	0	0
ウ 流動資産 ⑥-⑦-⑧+⑨	1,665,365	694,321	761,035
⑥ 流動資産	1,663,705	694,321	761,035
⑦ 控除財源	0	0	0
⑧ 控除額	0	0	0
⑨ 貸倒引当金	1,660	-	-
エ 解消可能資金不足額	2,928	2,428	2,050
B 事業の規模 (オ-カ)	4,506,722	4,605,972	4,581,790
オ 営業収益の額	4,506,722	4,605,972	4,581,790
カ 受託工事収益の額	0	0	0
資金不足比率 A/B×100	0.5	8.2	3.8
資金不足額がない場合「△」表示			

(2) 地方公営企業法非適用会計

(単位：%)

会計名	28年度	29年度	30年度	経営健全化基準
食肉センター特別会計	—	—	—	20.0

法非適用会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりです。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

$$\text{事業の規模} = \text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}$$

資金不足比率の算定は、次のとおりです。

食肉センター特別会計

(単位：千円・%)

区 分	28年度	29年度	30年度
A 資金の不足額 ①-②+③ △は資金剰余額	△4,992	△4,951	△4,946
歳 出 ①	374,572	315,760	364,102
歳 入 ②	379,564	320,711	369,048
翌年度に繰り越すべき財源 ③	0	0	0
B 事業の規模	152,654	125,091	116,088
資金不足比率 A/B×100 資金不足額がない場合「△」表示	△3.3	△4.0	△4.3

